

雇用契約期間

無期転換問題

「上限設けない」6.7%

文部科学省大臣官房人事課調べ

類型	該当する法人数 (割合) ※小数点第二位を四捨五入
① 契約更新に上限を設けない	6法人 (6.7%)
② 契約更新に通算5年以内の上限を設ける (別途の無期転換制度はない)	0法人 (0.0%)
③ 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある	4法人 (4.4%)
④ 契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	15法人 (16.7%)
⑤ 職種によって異なる対応を行う	58法人 (64.4%)
⑥ 無期転換ルールの対象となりうる者はいない	0法人 (0.0%)
⑦ 未定	7法人 (7.8%)

「法の趣旨を踏まえ、検討中」

名古屋大学

さすがに「契約更新に通算5年以内の上限を設ける (別途の無期転換制度はない)」は皆無であるものの、「契約更新に上限は設けないは6法人、6.7%」文部科学省が国立大学法人(86法人)および大学共同利用機関法人(4法人)に

対して実施した、この3月31日時点での無期転換ルールへの対応方針についての調査結果です(左表)。三重大学は「①契約期間に上限を設けない」です。これに対して「職種によって異なる対応」が58法人と圧倒的多数です。しかしその内容は、用務補佐員については「人員確保の観点から、勤務成績、勤務意欲等の評価の上、雇用更新の限度の5年を超えて更新している」「リサーチアドミニストレーターについては「審査を経て、無期転換を可能とする方針」賭しつつもその他は「法の趣旨を踏まえ、検討中」としています。また、京都大学では、「時間雇用教職員等の通算任期を原則5年としているが、部局が特に必要と判断した場合には選考の上、通算5年を超えて雇用することができる例外措置を設けている」、非常勤講師や研究職の職種については5年任期の適用外」としています。

水道水

「市の水道水を混合し濃度下げる」尾藤局長

「いちおう基準の数字のなかに入っている。しかし炭酸カルシウムやケイ酸塩が水道水よりも多い。少し具体的な対応をした。取水の最初の段階の水は大きな数字が出るということなので、使わないで流すとか、少し濃度を下げるために、市中の水道水と混合して、濃度を下げる。それで見た数字を追ってみる」――5月30日の安全衛生委員会での尾藤事務局長の回答です。炭沈澱がこれでどのくらい緩和されたのか、ポットの劣化の具合などご確認のうえで、ご意見等を組合までお寄せください。その間に追及します。

三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年 6月 6日(火) 第170号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



本の紹介

森本敏『防衛装備庁 防衛産業とその将来』(海竜社、2016年)

本書は、以下の構成になっています。

- 第1章 防衛装備移転3原則採用後の変化
- 第2章 F-35問題
- 第3章 豪州との潜水艦問題
- 第4章 インドとのU-2救難飛行艇問題とアジアへの装備移転
- 第5章 デュアルユーステクノロジー(両用技術)
- 第6章 日本の防衛産業と技術開発
- 第7章 防衛装備庁の新設と展望



*

*

現在、三重大学を含む各大学で、防衛装備庁の研究資金である「安全保障技術研究推進制度」のとりあつかいをめぐって、真剣な検討がされています。本書は、森本敏拓殖大学特任教授(元防衛大臣)が、2011年の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」、2014年4月の「武器輸出3原則」の廃止と「防衛装備移転3原則」の閣議決定、さらには(2015年の防衛装備庁の新設にともなう)「政策変更と機構改正という大きな節目に当たり、日本の防衛装備の開発・生産・技術開発・取得・国際協力・国際貢献など広範にわたる課題について、現状や今後の展望に関する専門家の意見をまとめた」ものです。

上記の見出しから一見してわかるのは、ここでいう防衛装備品研究の位置づけが、純然たる「産業政策、であることです。すなわち、日本が武器を開発して外国に売りさばくというものです。

そこには、軍事技術にあるはずの「国家機密」という意識が欠落しているように思われます。このような考え方に基づいて活用される「安全保障技術研究推進制度」とは、ほんとうに日本の安全保障のためのものなのか。根本的な疑問が募ります。

昨年度末より交渉を重ねてきましたが、センター試験外国語リスニング手当が新設決定しましたのでお知らせします。根拠は他の試験監督とは異なり監督事項が多いこと並びに参加義務のある説明会の回数が多いことなどです。

いという組合側の主張が全面的に認められたことあります。但し、金額の決定は来月の役員会にゆだねられる予定。当初、法人は他大学の手当を参考にして検討したいと述べていました。超勤手当の有無や休日振替の扱い等によって一律に比較できないと判断し、業務量を勘案しての手当新設に踏み切りました。

ありがとうございます 奨学金署名 53名から

全大教も加盟する「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」(奨学金の会)が呼びかけた署名に、人文学部からも53名分を提出し、

既にこの署名運動は、この4月から開始された「給付制奨学金制度」(返還義務がないもの)をさらに拡充させ、「すべて

者、アルバイトで学業に専念できない者、卒業後に返還困難に陥る者が増え、社会問題化しています。そもそも日本国憲法26

の能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、国が法律を制定して国民の教育の機会を均等に保障する義務を定めています。また、国際人権規約(社会権)13条は、高等教育の漸進的無償化を明記しています。金利がつかず、返還義務のない給付制奨学金は、政府の憲法と権規約上の責任です。